

函 財 税

令和 7 年(2025年) 6 月 5 日

総務常任委員会委員 各位

財 務 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

通知書の誤送付による個人情報の漏えいについて

(財務部税務室)

通知書の誤送付による個人情報の漏えいについて

1 概 要

令和7年5月14日（水）付けで特別徴収義務者である事業主あてに送付した令和7年度（2025年度）給与所得等に係る市民税・道民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書（以下「通知書」という。）について、従業員ではない者の通知書が届いたとして、5月21日（水）に、事業主（A社）から税務室市民税担当に電話連絡があり、誤送付があったことが判明した。

誤送付した通知書は、5月26日（月）に本市あて返送され、通知書が開封されていたことから、記載内容は閲覧可能な状態であることを確認した。

この度の誤りは、A社に対し、別の事業主（B社）の従業員をA社の従業員として、B社に対しては、A社の従業員をB社の従業員として、通知書を作成し送付したものであり、B社に誤送付した通知書については、6月3日（火）に本市あて返送され、通知書が開封されていないことを確認した。

（1）誤送付した通知書の件数 2件

（うち個人情報の漏えい件数 1件）

（2）通知書に記載の個人情報

氏名、住所、所得、所得控除、税額控除額、課税標準、税額、納付額

※個人番号は含まれていない。

2 原 因

この度の2社については、初めて本市に給与支払報告書を提出した新規の事業主であり、新規の事業主の場合、指定番号を付番し、給与支払報告書に指定番号を記載しているが、事業主の名称と指定番号を十分に確認せずに、給与支払報告書に誤った指定番号を記載し、課税システムに登録したことが原因である。

3 市の対応

5月21日（水）に、A社からの連絡を受け、事実が判明したことから、A社に対し市担当職員より経過を説明のうえ、謝罪を行った。

5月22日（木）に、正しい通知書を作成し、A社およびB社に送付するとともに、B社の従業員に対しても市担当職員より経過を説明のうえ、謝罪を行った。

5月27日（火）に、これまで連絡が取れていなかったB社に対しても、市担当職員より経過を説明のうえ、謝罪を行った。

4 再発防止策

今後は、新規の事業主に指定番号を付番し、給与支払報告書に指定番号を記載する際は、複数名での確認を徹底するとともに、個人情報を取り扱う業務については特に慎重に行う必要があることなど、改めて、職員に対して周知し、再発防止に努めることとする。